

通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書

		事業年度	：	：	法人名		
災害のあった法人名					災害のあった日	令和 年 月 日	
災害の詳細							
繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額(法人税法第80条第8項)の計算							
法人名		通算親法人					計
災害損失欠損金額		(1)	円	円	円	円	円
通算対象外分	通算対象外欠損金額	(2)					
	(2)のうち災害損失の繰戻しの対象とされる金額 ((1)と(2)のいずれか少ない金額)	(3)					
通算対象外欠損金額以外分	通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額((1)-(2))(マイナスの場合は0)	(4)					
	前の2年所得内得	前2年内事業年度の所得金額	(5)				
		既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(6)				
		差引((5)-(6))(マイナスの場合は0)	(7)				
	事業合計	前2年内事業年度の所得金額	(8)				
		既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)				
		差引((8)-(9))(マイナスの場合は0)	(10)				
	差引合計額((7)+(10))	(11)					
	金額	(3)を超える差引前2年内事業年度の所得合計額 ((11)-(3))(マイナスの場合は0)	(12)				
	以外分	他の通算法人の(12)の合計額 ((12)の計)-(12))	(13)				
		通算対象外欠損金額以外の災害欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額((4)の計)×(12)/((12)+(13))	(14)				円
	繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額 ((3)+(14))	(15)					
還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書							
(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額		(16)	円	円	円	円	円
事業別年度細	(5)の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	①					
	(8)の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	②					

災害損失の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第13項)とされるため、欠損金の繰越控除及び欠損金の繰戻還付の対象とならない金額の計算							
法人名		通算親法人					計
発生災害損失欠損金額(1)		(a)	円	円	円	円	円
(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額(16)		(b)					
(a)と(b)のいずれか少ない金額		(c)					
通算対象外分	通算対象外欠損金額(2)	(d)					
	災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分((c)と(d)のいずれか少ない金額)	(e)					
通算対象外欠損金額以外分	通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額(4)	(f)					
	分子	(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額(b)	(g)				
		通算対象外欠損金額を超えない災害損失欠損金額(3)	(h)				
		還付所得事業年度に繰り戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分((g)-(h))(マイナスの場合は0)	(i)				
	分母	通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額の合計額(4)の計	(j)				
以外分	災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分 ((f)×(i)の計)/(j)の計))	(k)	円	円	円	円	
災害損失の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額((e)+(k))		(l)					

通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書の記載要領等

- 1 この明細書は、通算法人が、その通算法人の各事業年度若しくは法人税法（以下「法」といいます。）第72条第1項に規定する期間（その期間について仮決算の中間申告書を提出する場合のその期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）において生じた法第80条第5項に規定する災害損失欠損金額又は他の通算法人のその各事業年度若しくは中間期間終了の日に終了する事業年度若しくは中間期間において生じた同項に規定する災害損失欠損金額（以下これらをまとめて「災害損失欠損金額」といいます。）について同条第8項の規定を適用して同条第5項において準用する同条第1項の規定により法人税額の還付を請求する場合に作成し、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。

また、通算法人が、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第35条第2項の規定を受けて災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、この明細書のほかに、「令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」を作成して「災害損失の繰戻しによる還付請求書」に添付して提出してください。

（注）この明細書を使用する通算法人とは、災害損失欠損金額が生じた、又は災害損失欠損金額の配賦を受けることとなる事業年度又は中間期間（その通算法人に係る通算親法人の事業年度又は中間期間終了の日に終了するものに限ります。）において通算法人である法人をいいます。したがって、それ以外の法人が還付を請求する場合には、この明細書は使用しないで、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」及び「通算法人以外の法人の災害損失欠損金額に関する明細書」を使用してください。

- 2 この明細書の各欄は、災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する通算法人及び他の通算法人（その通算法人の法第80条第8項に規定する欠損事業年度（以下「災害欠損事業年度」といいます。）終了の日に事業年度又は中間期間が終了するものに限ります。）について記載します。

したがって、その通算法人のその災害欠損事業年度に係る確定申告書又は中間申告書の法定申告期限までにその災害欠損事業年度終了の日に終了する事業年度又は中間期間に係る確定申告書又は中間申告書を提出していない他の通算法人については記載しません。

（注）この明細書に記載する「他の通算法人」とは、その通算法人の災害損失欠損金額が生じた、又は災害損失欠損金額の配賦を受けることとなる事業年度又は中間期間終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある法人で、その事業年度又は中間期間が同日に終了する法人をいいます。したがって、それ以外の法人については記載しません。

- 3 この明細書の「災害のあった法人名」、「災害のあった日」及び「災害の詳細」の各欄は、この明細書を使用して法人税額の還付を請求する通算法人以外の他の通算法人に生じた災害に係る災害損失欠損金額について還付を請求する場合であっても、できる限り記載してください。

なお、「災害の詳細」欄には、その災害の生じた場所、種類（震災、風水害、火災等）など災害の内容を具体的に記載してください。

また、災害の呼称がある場合には、その災害の呼称を記載してください。

- 4 この明細書の「繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額（法人税法第80条第8項）の計算」の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「災害損失欠損金額（1）」欄には、災害欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額（申告書別表七（一）の「繰戻しの対象となる災害損失欠損金額（15の③）」欄に記載した金額）を記載してください。
- (2) 「通算対象外欠損金額分」の「（2）」欄には、災害欠損事業年度において生じた欠損金額と法第64条の6の規定によりないものとされる金額（申告書別表七の三「通算対象外欠損金額（15）」欄に記載された金額）のうちいずれか少ない金額を記載してください。
- (3) 「通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分」の「前2年内事業年度の所得合計額」の各欄は、次により記載してください。

なお、「前2年内事業年度の所得金額（5）」欄から「差引（7）」欄までの各欄及び「前2年内事業年度の所得金額（8）」欄から「差引（10）」欄までの各欄は、通算法人のうちその災害欠損事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度（以下「前2年内事業年度」といいます。）開始の日以後にその通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなった法人（令和2年改正法附則第35条第2項の規定の適用を受けるものを除きます。）のその通算完全支配関係を有することとなった日の前日以前に終了する事業年度については、記載しません。

また、記載に当たって欄が不足する場合には、適宜別紙に記載して添付し、この「差引合計額（11）」欄には

その別紙の合計額を記載してください。

イ 「(5)」欄には、前2年内事業年度のうち最も古い事業年度に係る申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額（その前2年内事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載し、欠損金額の場合には0と記載してください。

なお、通算法人が、令和2年改正法附則第35条第2項の規定の適用を受けて災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する場合には、上記にかかわらず、その通算法人及び他の通算法人の上記の最も古い事業年度終了の日に終了する事業年度に係る「令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」の対応する法人の「還付所得事業年度の所得金額とされる金額(5)」欄の金額を記載してください。

ロ 「既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額(6)」欄には、上記イの事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その繰戻しを行った欠損金又は災害損失欠損金額を記載してください。

ハ 「(8)」欄には、前2年内事業年度のうち上記イの事業年度の次に古い事業年度に係る申告書別表一の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額（その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載し、欠損金額の場合には0と記載してください。

なお、令和2年改正法附則第35条第2項の規定の適用を受ける通算法人については、上記にかかわらず、その通算法人及び他の通算法人の上記の次に古い事業年度終了の日に終了する事業年度に係る「令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書」の「還付所得事業年度の所得金額とされる金額(5)」欄の金額を記載してください。

ニ 「既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額(9)」欄には、上記ハの事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しによりその一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付所得事業年度（欠損金又は災害損失の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度をいいます。）に係る「欠損金の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄の金額又は「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(2)」欄の金額を記載してください。

(※) 「繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額(15)」欄に記載した金額を、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「災害損失欠損金額(1)」欄に記載してください。

5 この明細書の「還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書」の各欄は、次により記載してください。

なお、記載に当たって欄が不足する場合には、適宜別紙に記載して添付し、この「(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額(16)」欄にはその別紙の合計額を記載してください。

(1) まず、「(15)」欄に記載した金額のうち次に掲げる金額を、それぞれの事業年度の所得金額（その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を限度として、それぞれ次に定める欄に記載してください。

イ 上記4(3)イの事業年度に繰戻しをしようとする金額 「(5)の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(16の①)」欄

ロ 上記4(3)ハの事業年度に繰戻しをしようとする金額 「(8)の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額(16の②)」欄

(※) 「(16の①)」欄に記載した金額又は「(16の②)」欄に記載した金額を、災害損失の繰戻しをしようとする前2年内還付所得事業年度の「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の「(2)」欄に記載してください。

(2) 「(16)」欄には、上記(1)により「(16の①)」欄に記載した金額及び「(16の②)」欄に記載した金額の合計額を記載してください。

(※) この明細書を添付して災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求する通算法人及び他の通算法人は、この明細書の「災害損失の繰戻し還付の基礎となった金額(法人税法第80条第13項)とされるため、欠損金の繰越控除及び欠損金の繰戻し還付の対象とならない金額の計算」に記載した次に掲げる金額を、それぞれ次に定める別表の欄に記載してください。

① 当該通算法人及び当該他の通算法人の「災害損失の繰戻し還付の基礎となった金額とされる金額(1)」欄に記載した金額（当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求のほか欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」の「欠損金額の繰戻し還付の基礎となった金額とされる金額

- (p)」欄に記載した金額との合計額) 当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七(一)の「同上のうち」の「青色欠損金」の「欠損金の繰戻し額(4)」欄
- ② 当該通算法人及び当該他の通算法人の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分(e)」欄に記載した金額(当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求のほか欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分(g)」欄に記載した金額との合計額) 当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七(二)の「当期分」の「通算対象外欠損金額による繰戻し額(3)」欄
- ③ 当該通算法人及び当該他の通算法人の「災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分(k)」欄に記載した金額(当該通算法人及び当該他の通算法人のうちいずれかの法人がこの災害損失の繰戻しによる法人税額の還付請求のほか欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求している場合には、「通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書」の「欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分(o)」欄に記載した金額との合計額) 当該通算法人及び当該他の通算法人のそれぞれの申告書別表七(二)の「当期分」の「(3)以外の欠損金による繰戻し額(6)」欄